

もばら



茂原市マスコットキャラクター
モバリん

自治基本条例

だより

増刊号

自ら考え、自ら参加し、ともに作りあげていくという「共生」と「共創」のまちづくりを進める上で、市民、行政、議会などの「まちづくりの担い手」が共有する基本的なルールである「自治基本条例」について検討しています。

自治基本条例 って何？



まちづくりの担い手が共有する基本的なルールです

市民・議会・行政や団体・企業など、まちづくりの担い手たちがまちづくりの課題について話し合い、共通の目的を持って協力しながらまちを良くしていくためには、担い手が共有するルールが必要です。

茂原市をもっと暮らしやすいまちにするため、市民や団体などが主体的にまちづくりに取り組み、さまざまな担い手が協力してまちづくりを進めるための基本的なルールとして、「自治基本条例」を検討しています。

人口減少・地方分権時代の 市民参画・市民協働のまちづくりを進める必要があるためです

少子高齢化の影響などにより、茂原市では平成 14 年（2002 年）を境に人口が減少に転じており、今から約 20 年後の平成 42 年（2030 年）には総人口が約 8 万人まで減少すると見込まれています（右下グラフ参照）。

高齢人口（65 歳以上）が総人口の約 4 割を占める 3 万人に達する一方、年少人口（14 歳以下）は半減の約 6 千人になると推計されています。

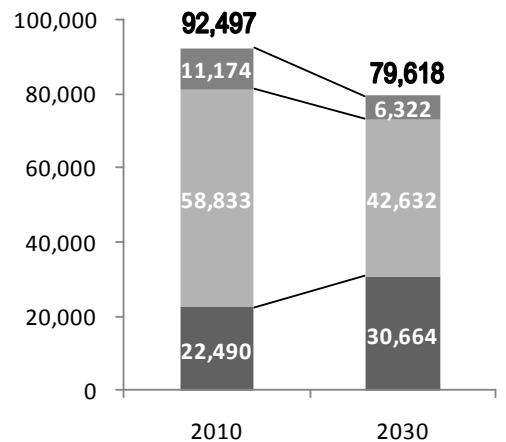
生産年齢人口（15 歳～64 歳）の減少に伴い、税収が減少する一方、高齢人口が増えることによる社会保障費などの増加が予想されます。

また、地方分権が進み、地方自治体には地域の実情に即した行政を展開し、自立的な運営を行うことが求められるようになりました。

限られた財源や人的資源を有効活用するためには、市民や団体など多様な担い手による市民協働・市民参画のまちづくりを一層推し進めていく必要があります。

なぜ条例が 必要なの？

20年間で
子どもは半減、
お年寄りは3割増に



■ 65～ ■ 15～64 ■ 0～14